

三次市議会請願・陳情取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、三次市議会会議規則（平成24年三次市議会規則第1号）第3章に規定する請願及び陳情の取扱いについて必要な事項を定める。

(形式等)

第2条 請願書及び陳情書（以下「請願書等」という。）には邦文を用い、A4用紙に横書きで次のとおり記載することを原則とする。

- (1) 請願書等は、暦年ごとに一連番号を付する。
- (2) 請願書等の本文には、請願又は陳情の趣旨を簡潔、明確に記載する。
- 2 請願者又は陳情者が2人以上の場合は、代表者を定めることとする。定めのない場合は、筆頭に記載した請願者又は陳情者を代表者とみなす。
- 3 請願書等の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、分割してそれぞれ所管の委員会に付託する。その場合は、整理番号として枝番号を付する。

(紹介議員)

第3条 請願書を提出するには、議員の紹介を必要とする。

- 2 請願を紹介する議員（以下「紹介議員」という。）は、その請願の趣旨に賛意を表するものでなければならない。
- 3 正副議長又は所管委員会の委員長は、紹介議員にならないものとする。所管委員会の委員（委員長を除く。）は、議長がやむをえないと認めるときは紹介議員になることができる。

(受理等)

第4条 請願書等は、議長において受理し、議会の審議に付するものとする。ただし、受理した請願及び陳情の内容が次の各号に該当すると認めるときは、議長において議会の審議に付さないことができる。

- (1) 法令又は公序良俗に反する行為を求めるもの
- (2) 特定個人や団体等を誹謗・中傷し、その名誉を毀損したり信用を失墜させるおそれがあると思われるもの
- (3) 個人の秘密の暴露その他の他人のプライバシーを侵害するおそれのあるもの

- (4) 係争中の裁判事件に干渉する等、司法権の独立を侵すおそれのあるもの
 - (5) 既に願意が達成されているもの又は実現の見通しが明らかなもの
 - (6) 明らかに実現性がないもの
 - (7) 結論を得てから議員在任の1期4年を経過していない請願及び陳情と同一の趣旨のもので、状況の変化が認められないもの
 - (8) 市の事務に関係しない内容を願意とするもの
 - (9) 市職員等に対して、懲戒、分限等の処分を求めるもの
 - (10) 趣旨、願意等が不明確で判然としないもの
 - (11) ファックス、電子メール及び郵送により提出されたもの
 - (12) その他議会が関与することが適当でないと認められるもの
- 2 一般選挙前に受理し、委員会に付託される前の請願書等は、一般選挙後の新議会において審議するものとする。
- 3 署名簿の提出があった場合は、署名の総数の確認を行うものとし、署名の効力については審査しないものとする。

(訂正及び取下げ)

第5条 請願者又は陳情者（2人以上の場合は、代表者）が請願書等を訂正し、又は取り下げようとするときは、文書により議長に届け出なければならない。この場合において、請願については紹介議員を通じて届け出るものとする。

- 2 前項の場合において、請願書等が既に委員会に付託されているときは、議会の承認を得なければならない。

(審議する時期)

第6条 請願書等の取扱いは、各定例会の告示日の前日正午までに提出されたものについては、当該定例会に付議し、その後に提出されたものについては、受理するにとどめ、次回の定例会に付議する。ただし、緊急に処理すべき事項を内容とする請願書等については、この限りでない。

- 2 臨時会においては、請願書等の審議は行わない。ただし、特別な事情があるときは、この限りでない。

(委員会審査)

第7条 委員会は、付託された請願書等を速やかに審査する。

- 2 委員会は、請願書等の審査のため必要があると認めるときは、次に掲げる事

項を行うことができる。

- (1) 請願者，紹介議員又は陳情者の説明を求めること。
- (2) 市長その他関係機関の説明及び意見を聴取すること。
- (3) 実地調査を実施すること。
- (4) 参考人の出席を求め，意見を聴取すること。

(結果報告等)

第8条 委員会は，必要があると認めるときは，請願書等の審査結果に意見を付けることができる。

2 委員会は，請願書等の審査結果を，委員会審査結果報告書により本会議に報告する。

3 議長は，本会議で採決した請願書等については，その結果を請願者又は陳情者（2人以上の場合は，代表者）に通知する。

4 議長は，第4条第1項ただし書の規定により請願書等を議会の審議に付さないと決定したときは，請願者又は陳情者（2人以上の場合は，代表者）に通知する。

附 則

この要領は，平成30年4月1日から施行し，平成30年6月定例会で取り扱う請願及び陳情から適用する。